

令和元年度第1回日光市総合教育会議次第

日 時：令和元年6月26日（水）午後2時～

場 所：本庁舎3階 大会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 会議の運営事項について 参考1～3

4 報告事項

(1) 公共施設マネジメントの取組状況について 資料1-1、1-2

(2) 日光明峰高等学校支援について 資料2

5 その他

6 閉会

日光市総合教育会議構成員名簿

| 機 関 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-------|-----------------|---------|-----|
| 市長部局 | 市長 | 大 嶋 一 生 | |
| 教育委員会 | 教育長 | 齋 藤 孝 雄 | |
| 教育委員会 | 教育委員 (職務代理者) | 高 井 孝 美 | |
| 教育委員会 | 教育委員 | 手 塚 美智雄 | |
| 教育委員会 | 教育委員 | 池 田 由美子 | |
| 教育委員会 | 教育委員 | 藤 本 亮 純 | |
| 教育委員会 | 教育委員 | 速 水 茂 希 | |

【参考1】

日光市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、当市の教育の振興に資するため、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する次条に規定する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。ただし、前条ただし書の規定により、総合教育会議を公開しなかった場合においては、公表しないものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 市長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局は、総合政策部総合政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

【参考2】

日光市総合教育会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の円滑な運営に関し、法第1条の4第9項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 総合教育会議は、原則として毎年6月及び11月を目途として開催するものとする。

2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

(招集)

第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日前までに日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないときは、その理由を付して総合教育会議の開会前までに市長に届け出なければならない。

3 市長は、法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、速やかに総合教育会議を招集するものとする。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、法第1条の4第2項の規定による構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長のほか2名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しない。

4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

(議事録)

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項

2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書による場合であって、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると思えられる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待つて公表することができる。

4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めるときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。

2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議事録を調整後速やかに日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議の協議により別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条の規定は、この要領の適用前において招集する会議の招集から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月28日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月26日から適用する。

【参考3】

日光市総合教育会議傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

第2条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始10分前までに行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この限りでない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になりしだい当該受付を終了する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席以外の構成員席等への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができない。

(傍聴することができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（事前に市長の許可を得たものを除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者

- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 総合教育会議は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。
- 3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴に当たり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、総合教育会議は、係員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、日光市総合教育会議運営要領第4条第3項の規定により、総合教育会議を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴することができる。ただし、所属のわかる腕章を着用するものとする。

- 2 第4条から第8条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成27年5月29日から適用する。

令和元年度第1回日光市総合教育会議出席者（説明員ほか）

| 部局 | 課名 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|-------|-------|------|------|----|
| 企画総務部 | | 部長 | 近藤好 | |
| 財務部 | 資産経営課 | 課長 | 小林岳英 | |
| 〃 | 〃 | 副主幹 | 斎藤朋子 | |
| 教育委員会 | | 次長 | 川田盛雄 | |
| 〃 | 学校教育課 | 課長 | 伊東剛 | |
| 〃 | 〃 | 係長 | 湯澤智則 | |
| 事務局 | 総合政策課 | 課長 | 鈴木和仁 | |
| 〃 | 〃 | 課長補佐 | 高村光康 | |
| 〃 | 〃 | 副主幹 | 菊池宏江 | |
| 〃 | 〃 | 副主幹 | 和田直樹 | |
| 〃 | 〃 | 副主幹 | 大塚正 | |

>>文化会館等施設検討の流れ

《現状・課題》

- ◆人口8万3千人の市が1,000人規模のホール機能を有する老朽化した施設を3つ保有している。
- ◆ホール機能を有する施設は、更新（改修・建替費用）に伴う事業費や、施設の維持管理費（光熱水費等）も含め多額な費用が必要になる。
- ◆今後も今までと同じように文化会館施設等を維持していくことは、財政的に非常に困難である。



《対応》

- ◆各施設が整備されてきた背景、地域発展に寄与してきた歴史的な価値や存在意義等も認識した上で、直近に迫る各施設の更新時期を見据え、1館に集約することを前提に、集約の仕方等を平成28年度から市役所内部で検討してきました。



《市の考え方まとめ》

STEP 1：低利用かつ未耐震である日光総合会館と藤原総合文化会館の早期廃止について調整します。

STEP 2：新たな文化会館施設整備のあり方については、平成30年度中を目途に庁内の考え方を調整します。

《文化会館等施設についてのこれまでの経緯まとめ》

| 時 期 | 概 要 |
|-----------|--|
| H28/7月 | > マネジメント計画実行計画のモデル事業として位置づけ |
| H28/9月～ | ● 庁内プロジェクトチームでの検討 |
| H30/8月 | > 文化会館等3施設の市の考え方をまとめる ⇒議員全員協議会等で説明（8/7） |
| H30/8・9月 | >> 地域説明会の開催（自治会長・関係団体の長対象） 【日光地域：8月30日】 【藤原地域：9月2日】 |
| H30/11月 | >> 地域説明会の開催 【日光地域：11月19日】 【藤原地域：11月14日】 日光総合会館・藤原総合文化会館の廃止の考え方、跡地の可能性について（サウンディング調査について）、民間施設利用、既存近隣公共施設の利用 説明 |
| | ※11月19日開催 総合教育会議にて報告 |
| H30/11月 | > サウンディング型市場調査実施要領の公表 |
| H30/11/22 | >> 市の方針等周知全戸配付 文化会館等施設に関する地域説明会の開催内容の広報にっこう別便で全世帯配布。 |
| H31/1月 | > サウンディング型市場調査参加事業者との対話実施 |
| H31/3月 | > サウンディング型市場調査実施結果の報告（公表） ⇒総務水道常任委員会（3月12日）、議員全員協議会（3月22日）で説明 |
| R元/5月 | >> 各文化会館施設に関する検討専門部会設置（市民（関係団体代表者）、有識者等による検討） サウンディング結果や専門部会の意見等を参考にしながら、市の考え方を整理 |
| R元/9月以降 | >> 日光総合会館、藤原総合文化会館に関する実施方針(案)作成 |

【経緯】

- H30年7月 地元（栗山地域）の旅館業経営者から、東京で日本語学校を運営する民間事業者との共同により日光市に日本語学校を設立したいが、市の未利用公共施設（廃校等）を利用できないかとの相談を受ける。
- H30. 9月 条件に見合う未利用市有地の候補地として旧栗山中学校他2施設を案内。
- H30. 10月 現地見学の結果、旧栗山中学校を候補地として賃貸借に向けた協議申入れ

未利用施設の有効活用とともに、貸付目的である日本語学校の運営により、地域活性化並びに地域の働き手不足の解消等の地域貢献が期待されるため、対象施設を貸付する方向で相手方と調整開始。



【協議内容概要】

- ☞ 建物は基本的に**有償貸付**。（契約から開校までの約1年は無償※議決必要）
- ☞ 日本語学校開校費用及び開校後の必要経費は、設置者が負担。
- ☞ 大まかな流れ：候補地選定⇒行政内部説明等⇒住民説明⇒議決⇒賃貸借契約締結⇒建物内装改修⇒入国管理局への申請。
（学校認可申請から許認可、開校に至る期間⇒約1年。）
- ☞ H32年4月開校の場合、申請自体をH31年3月までに行う必要がある。
（申請年2回：3月⇒翌年4月開校、10月⇒翌年9月開校）
- ☞ 事前に住民説明会等を行った上で、H30年12月議会での議決⇒2月賃貸借契約というスケジュールが必要。（当初予定）
※学校認可の条件：校舎は原則自己所有。ただし、廃校など国や地方自治体の物件については20年以上の賃貸借での運営が認められる。（=20年以上の賃貸借契約が必要）

【具体的な経過】

- H30年11月 12月議会での議案上程を前提に前月の議員全員協議会で概要説明。
- " **国において、出入国管理法改正が審議、可決される。**
- H30年12月 民間事業者主催による地元への説明会実施（2回）
- " 契約内容の協議（契約書案調整）
- " **国の法改正の内容が日本語学校運営に大きく影響される可能性あり、動向を見極め、議案上程は3月議会に先延すことに。**
- H31年 1月 JLSG側から、開校、申請を半年か1年延期したい旨の申入れ。
- " 2月 引き続き事業者側と情報連絡調整を図ることで、理事者・議会等へ説明
- " **5月 事業者側から、旧栗山中学校を活用した日本語学校の運営を断念する旨の報告を受ける。**

日光明峰高等学校支援について

日光明峰高等学校の存続に向けては、学校運営協議会での協議内容等を踏まえ、市としての支援策を検討し、即効性のある取組を優先して対応することとする。

I. 主な協議事項と市の対応方針

- ① 日光明峰高校に対して保護者や生徒が抱えているイメージの向上や廃校になるといった噂の払拭など、イメージアップを図る取組が必要である。

・イメージアップを図る取組については、高校自体の魅力や在校生の活動について高校が主体的に広報を行い、その取組に対して、市の主催するイベントや広報紙を活用する。⇒ **即効性のある取組として優先して対応**

- ② アイスホッケー等の部活動を希望する生徒を全国から受け入れるための宿泊施設の確保が必要である。

・平成31年度入学生からアイスホッケー・スピードスケート部員に限り20パーセントの県外からの入学制限枠が撤廃された。これにより県外からの入学生を対象とした宿泊施設の確保については、入学者増につながるため、環境づくりとして支援する。⇒ **市営住宅の活用、下宿所の運営予定者に対する支援**

- ③ 市内の生徒を増やすため、通学費に対する補助など経済的負担を減らす取組が必要である。

・奨学金貸付制度の活用を推進するとともに、通学費補助については、その効果や財政負担を考慮し研究を進める。⇒ **奨学金貸付制度の活用**

- ④ 日光の地域性を活かした学習の場の充実や企業との連携による高校卒業から就職へつなぐ仕組みづくりなど、学校の魅力を向上させる取組が必要である。

・学校の魅力を向上させる取組については、市内、県内はもとより、**全国から生徒を集める効果が期待できるもので、存続の鍵となるものである。**
・このため、栃木県教育委員会や学校、地域の関係者等との連携を強化し、その他の支援と合わせて、長期視点にたった支援を研究する。

Ⅱ. 具体的な市の支援策等

① イメージアップを図る取組（即効性のある取組）

【広報活動への支援】

- ・ 人権ミニフェスタ開催時に高校の PR 動画を放映
- ・ 高校が実施している地域貢献活動を広報にっこうに掲載予定
- ・ 在校生が高校存続に向けた取組を考える機会を提供するため、「高校生アカデミー」を開催し、活動内容を広報にっこうに掲載予定
- ・ 高校が実施している地域貢献活動・ボランティアなどの発表機会の提供（令和元年度ボランティアフェスタへの参加を予定）。

② 宿泊施設を確保するための取組

【市営住宅の活用】

- ・ 入学のための住居として花石町市営住宅を斡旋
→（平成 31 年度入学生 1 名活用）

【下宿所の運営予定者に対する支援】

- ・ 民間の施設を借上げて 20 人規模の受入が可能な下宿所の運営を予定する者に対し、下宿所の円滑な開設、安定かつ継続的に運営するために開設費、運営費を支援。

開設に対する支援（平成 30 年度）

下宿所の運営予定者が整備する厨房機器などの購入費用に対し補助。
補助額 備品購入費の 1 / 2（上限 100 万円）

運営に対する支援（令和 2 年度～令和 4 年度）

開設当初は、下宿者数が少ないことから、開設後 3 年間は下宿者数に応じ、運営費の一部を補助。

③ 経済的負担を減らすための取組

【奨学金貸付制度の活用】

- ・ 高校生への貸付も可能であることを周知
→令和 2 年度入学生学校説明会において周知を進める予定

④ その他取組

【要望】

- ・ 日光市長から栃木県へ日光明峰高等学校存続の要望書を提出

Ⅲ. 日光明峰高等学校独自の取組

◆平成30年度の主な取組

- ① 学校説明会
 - ・アイスホッケーの練習を公開（於；霧降アリーナ）
 - ・日光明峰高校魅力化プロジェクトで作成した学校案内 DVD 放映
- ② 中学校訪問
 - ・高校受験を控えた中学3年生（上都賀地区の全中学校）を訪問。
※一部、訪問する中学校を卒業した明峰高校生も同行
- ③ 日光明峰だよりの発行
 - ・明峰高校の情報チラシを地元企業の協力を得て発行、広報にっこうと同時に配布
- ④ 学校魅力化推進費の活用
 - ・栃木県予算を活用し、タブレット・テレビ・エアロバイクを購入。学習・部活等の環境整備を進めた。
- ⑤ 先進校視察
 - ・岡山県和気関谷高校（関谷学）
 - ・烏山高校（烏山学）

◆今後の検討する取組

- ① 入学者の再募集について
 - ・学校運営協議会から特例高に限り、県立高校合格発表後の再募集実施を要望
- ② 日光明峰高校だよりの拡充
 - ・市内小中学校への配布拡充
- ③ 地域行事への積極的参加
- ④ ホームページの充実、SNS の活用
- ⑤ 「日光学」の充実

日光明峰高校 学生寮

- ◎寮費 85,000円(月)
 - ※2食付き(朝・夕)(月～金)
 - ※昼食は提携業者が学校に弁当を配達(別途)
- ◎場所 日光市清滝3丁目7-12
 - ※学校までバス10分、徒歩30分。
- ◎その他
 - シャワー完備(24時間使用可能)
 - ※風呂はありません。
 - 各部屋エアコン完備(2人部屋)
 - 送迎:学校への送迎は各自(目前にバス停あり)
 - ※リンクへの送迎→あり。

洗濯機4台完備
自由に使用可能!!

お問い合わせ
日光明峰高等学校
0288-53-0264
教頭まで!

24時間管理人常駐

各部屋にエアコン完備

共同食堂あり